

令和6年7月4日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

開催日	令和6年7月4日（木）
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後3時30分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	岸 田 玲 子
委 員	岡 田 卓 巳
委 員	小 山 勉
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	岩 瀬 均
庶 務 課 長	塩 澤 満
学 務 課 長	北 野 亘
指 導 室 長	石 坂 泰
すみだ教育研究所長	土 井 翔 太
地域教育支援課長	大 八 木 努
ひきふね図書館長	有 澤 恵 美 子
教育委員会事務局副参事	山 崎 紀 之

2 議題について

（1）議決事項

議案第38号 墨田区教育委員会公告式規則の一部改正について

（2）報告事項

第1 自閉症・情緒障害特別支援学級の入級基準について

第2 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

第3 第22期墨田区文化財保護審議会委員の委嘱について

第4 すみだ郷土文化資料館の燻蒸作業等に伴う臨時休館について

3 会議の概要について

- 教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、小山委員にお願いします。

議決事項1・・・資料番号【38-1～38-3】

議案第38号「墨田区教育委員会公告式規則の一部改正について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

- 教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。本改正は、区長部局の規則を参考に作ったのでしょうか。
- 庶務課長 そうです。
- 教育長 それでは、議案第38号は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

報告事項第1・・・資料番号【資料1-1】

報告事項第1「自閉症・情緒障害特別支援学級の入級基準について」、学務課長が資料のとおり説明する。

- 教育長 ただいまの報告について、何かご質疑・ご意見はございますか。
- 阿部委員 心理的な要因による選択制かん黙等がある、というのは、具体的にどのような子どものことを言いますか。
- 学務課長 普段の生活では、家族とのコミュニケーションは自然に行えますが、特定の場所では話すのが難しくなる子どもを「選択制かん黙」または「場面かん黙」と呼んでいます。
- 阿部委員 そのような反応を示す子どもたちはどのくらいの人数いるのでしょうか。見た目では分かりにくいですね。
- 学務課長 おっしゃる通りです。他区の事例を見ると、そこまで多くないと思います。
- 阿部委員 自閉症にはさまざまなタイプがあり、すぐに分かる典型的な症状だけでなく、複数の症状が広範囲に渡っている子もいると聞きます。そのような子どものピックアップは難しいと感じています。
- 学務課長 基本的には医師の診断により自閉症とされていれば、入級対象となります。ADHDも含めた他の症状を併せ持つ子もいますが、特に多いのはADHDを併せ持つ子です。しかし、ADHDと純粋な自閉症の子が同じ環境で対応するのは難しいと聞いています。
- 阿部委員 現場は大変だと思いますが、うまく対応していただくよう望んでいます。
- 小山委員 これから実施する保護者説明会の案内は全校に配るのですか。それとも特別支援の対象者にだけ配るのですか。
- 学務課長 全校児童生徒の保護者に配布する予定です。
- 岸田委員 診断書の提出について、病院や主治医によって診断が異なると思いますが、取り扱いはどうにするのでしょうか。
- 学務課長 例えば、A先生には診断が下されなかったのにB先生やC先生に行った、というケ

ースもあるかもしれません。しかし、専門医による自閉症の診断がある場合は、まずその診断のハードルはクリアしたと見ます。ただし、自閉症の症状があるからといって、必ずしも特別支援学級に入るわけではありません。子どもの状態を見て、特別支援学級が最適な教育環境と判断した場合となります。逆に、通常学級で特別支援教室での自立活動を推奨する判断もあります。

○教育長 他区から本区の特別支援学級に転入する場合の対応を教えてください。

○学務課長 例えば、転校前の自治体の学校で特別支援を受けていて、その自治体の基準に照らして適格だった場合は、転校後も特別支援を受けられる可能性があります。しかし、自治体によって基準が異なるため、他の区で特別支援を受けていても、墨田区の基準では適格とは判断されない場合があります。墨田区では、ADHDと自閉症の併発がある子どもは対象外です。従って、墨田区の基準に基づく判断が必要です。墨田区の基準に合致し、就学相談委員会、学校内委員会等で個別支援が推奨される場合は、入学が認められます。

○教育長 8人で1学級を編制しますが、9人になった場合の教員の配置等がありますか。

○学務課長 9人になると学級が2つに分かれ、4人学級と5人学級となります。この場合、各学級に2名ずつの教員が配置されることになります。

○教育長 年度途中で子どもが増えた場合は、どうなりますか。

○指導室長 2学級になると、各学級1人+1人追加の計3人の教員が配置されます。つまり、1学級2人ではなく、2学級で3人です。学級数と教員数は5月1日の正式な学級数に基づいて決まります。しかし、通常、3月末か4月入学時に校長が子どもの数（8人か9人）に基づいて学級数を決め、教育委員会に申請します。教育委員会はこの数に基づいて調整し、東京都に申請を行い、教員数が決まります。厳密には、4月初旬に確定した人数が教員配置の基準になります。5月1日の確定日以降、子どもの数が増えても追加の教員配置はありません。これは通常学級も同じです。

○教育長 診断書に関してですが、主治医から自閉症と診断されていれば、それを受け入れる予定ですか。教育委員会として、診断書をもらう際に、自閉症という診断以外にも特定の診断項目が必要なのか、その点が気になります。

○学務課長 診断書の詳細な記入内容はまだ定めていませんが、基本的には「自閉症」という診断名が書いてあれば入級可能とする予定です。

○教育長 これは新しい制度で、他の地区でも取り組んでいるところもあると思います。より多くの情報を収集しながら慎重に進めていきたいと思います。何か要望や意見があればぜひ教えてください。特に、阿部委員が指摘したとおり、難しい判断を必要とする部分について何かございますか。

○阿部委員 例えば音への敏感さなど、入級審査するときに重要な項目がありますよね。バランスが医師によって変わらないよう、これらの重要な項目を確認できる形式の診断書が必要かもしれません。具体的な判定が難しいケースもあると思います。

○教育長 阿部委員のアドバイスを踏まえて、来年の実施に向けてまだ時間があるので、項目について検討してみてください。

○学務課長 確かに、重要な項目を確認できる形式の診断書を作成し、判断することは可能です。しかし、それだけでは困難な部分があり、特別な事項や学校環境の違いも関わります。そうい

った事を考慮すると、全てを診断書のみで「適合」「不適合」と判断するのは難しいです。個別判断が必要になることは避けられないと思います。他区書類等を参考にしながら検討を進めていきます。

報告事項第2・・・資料番号【資料2-1】

報告事項第2「区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について」、学務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質疑・ご意見はございますか。

○阿部委員 感染経路は分かりますか。

○学務課長 最初の発生場所が1年1組です。1組の子どもの誰がどこかで感染したと思います。木曜日の13日に学校で嘔吐の事例があったかどうかまでは確認していませんが、1組から広まって、休み時間に2組と交流しながら広がったと考えています。

報告事項第3・・・資料番号【資料3-1】

報告事項第3「第22期墨田区文化財保護審議会委員の委嘱について」、地域教育支援課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

（質疑なし）

○教育長 この報告は「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づく教育長の臨時代理による処理の報告ですので、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

報告事項第4・・・資料番号【資料4-1】

報告事項第4「すみだ郷土文化資料館の燻蒸作業等に伴う臨時休館について」、地域教育支援課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質疑・ご意見はございますか。

（質疑なし）

○教育長 では、以上で本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会いたします。